

アキタサンキチク
秋田3期地区活性化計画

秋 田 県

平成21年2月(当初)

平成22年2月(変更)

平成22年6月(変更)

平成25年4月(変更)

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	秋田3期地区活性化計画						
都道府県名	秋田県	市町村名	秋田市ほか13市9町2村 (能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、上小阿仁村、東成瀬村)	地区名	金屋、清水町、芦田子、福米沢・本内、川口、中館、豊川、東今泉、中仙中央、藪台、本城、 大沢 、轟、 第三平鹿 、杉沢、下院内、伊達堰、米粉の郷あきた	計画期間	平成21年度 ～ 平成25年度

目 標 :
 農業生産基盤の整備と米粉用米の生産拡大により地域農業の生産性の向上と農業構造の改善による経営の効率化・安定化を図るとともに、これらの取組を通じて地域が有する多面的機能の維持・保全や優良農地の確保、担い手の育成・確保を図り、地域農業・農村の持続的な発展を目指す。
 具体的な目標数値としては、農業基盤の整備により、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保面積を4地区で164.5ha、また、計画期間内に区画整理事業の着手する地区数を**11(13)**地区とし、区域内における担い手農家数**234人(280人)**を維持・確保するとともに、新規就農者を含む新たな担い手農家など農業従事者の定住を図る。
 また、米粉の郷あきた地区においては、米粉用米の生産拡大により、多様な米生産を中心とした水田農業を確立し、地域農業の中核となる集落型農業法人を平成21年度の113法人から平成25年度には205法人に育成するとともに、農業生産の増大や所得の向上、農業従事者の働く場の確保を通じて、定住の促進と地域の活性化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:
 本県は、本州北部、日本海側に位置し、東の県境に奥羽山脈、北の県境には世界遺産に登録された白神山が、南の県境には鳥海山がそびえ、西には日本海が開ける風光明媚な地勢を有している。県土の総面積は11,612km²で、全国の都道府県では第6位の広さであり、13市9町3村(H.21.2時点)からなっている。
 本県では、県土面積の約13%にあたる151,300ha(H19)が耕地として利用されており、耕地面積では全国第7位となっている。特に、雄物川、米代川、子吉川の三大河川の流域沿いの盆地や海岸平野には広大で肥沃な優良農地がひらけ、土地利用型農業には恵まれた条件を有している。

現状と課題
 本県の農業の現状としては、平成19年度からスタートした「品目横断的経営安定対策」への本県の加入状況は全国的に高い水準にあることから、集落営農組織の法人化を進め地域の自立的な発展を促進するとともに、個別経営体による複合経営の取り組みなどを支援し、高い経営力を持つ農業経営体の育成が重要である。また、「農地・水・環境保全向上対策」については、全県で700を超える組織が共同活動に取り組んでおり、秋田の原風景を守り継ぐ県民運動として推進している。
 一方、本県は高齢化率が全国トップレベルであることに加え出生率も全国最下位であり、また、基幹である米の生産調整が拡大する中で、米粉用米の生産拡大や農業生産基盤の整備を契機とした地域農業の担い手の確保・育成や農業構造の改革等による地域経済の活性化が課題となっており、定住等を促進に資する地域農業の振興を図るためにも生産基盤の整備を行う必要がある。
 米粉用米の生産拡大を図るためには、需要開拓に積極的に取り組んでいる実需者との連携が不可欠であり、生産者においては、低コスト・安定供給体制に取り組むとともに、実需者においては、米粉と小麦粉との価格差が課題となっていることから、規模拡大等によるコスト低減と品質向上に取り組む必要がある。

今後の展開方向等
 本県の農業は、担い手の高齢化、若者の流出等による後継者不足により集落機能等の低下が懸念されている。
 このため、区画整理などの生産基盤の整備を通じて新たな担い手や営農組織等を育成により農地の利用集積の促進を図るとともに、農業用排水路整備によるかんがい用水の安定確保や農道の整備により維持管理費等の軽減を図り、農業経営の効率化・安定化を目指す。また、これら生産基盤の整備を通じて地域農業の担い手の確保及び後継者の育成や集落営農組織の設立など、米と野菜等の複合経営の確立による農業所得の向上を図る。
 また、米粉用米については、多収品種を中心に、全農あきたを窓口としたオール秋田での生産出荷に取り組むとともに、直播栽培や実証ほの設置等、効率的な保管・輸送体制など、生産・流通コストの低減に取り組む。併せて、生産者と実需者との連携の下、実需者における製造コストの低減や品質向上の取組を支援するなど、米粉用米の生産体制強化と需要の拡大のための取組を両輪として推進する。なお、生産製造連携事業計画に基づき米粉製粉施設を整備することは、その設置箇所が地区外であっても、地区内の米粉用米の需要拡大に直結するものである。
 こうした、基盤整備と多様な米生産による水田農業の確立を推進し、地域農業の生産性の向上と農業構造の改善による経営の効率化・安定化を図るとともに、地域が有する多面的機能の維持・保全や憂慮農地の確保、担い手の育成・確保を図るなど、地域農業・農村の持続的な発展を促進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
能代市	轟	基盤整備(地形図作成)	能代市	有	イ	
	轟	基盤整備(農用地等集団化)	二ツ井白神土地改良区	有	イ	
	轟	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24~H29
横手市	金屋	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
	金屋	基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
	金屋	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H23~H28
横手市	清水町	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
	清水町	基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
	清水町	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H23~H28
横手市	第三平鹿	基盤整備(地形図作成)	横手市	有	イ	
	第三平鹿	基盤整備(農用地等集団化)	横手市	有	イ	
	第三平鹿	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H23~H28
大館市	芦田子	基盤整備(地形図作成)	大館市	有	イ	
	芦田子	基盤整備(農用地等集団化)	大館市	有	イ	
	芦田子	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24~H29
男鹿市	福米沢・本内	基盤整備(地形図作成)	男鹿市	有	イ	
	福米沢・本内	基盤整備(農用地等集団化)	若美土地改良区	有	イ	
	福米沢・本内	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24~H29
湯沢市	川口	基盤整備(農業用道路)	湯沢市	有	イ	
由利本荘市	中館	基盤整備(農業用排水施設)	由利本荘市	有	イ	
潟上市	豊川	基盤整備(地形図作成)	潟上市	有	イ	
	豊川	基盤整備(農用地等集団化)	潟上市	有	イ	
	豊川	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24~H29
大仙市	東今泉	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
	東今泉	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
	東今泉	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H23~H28

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大仙市	中仙中央	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
	中仙中央	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
	中仙中央	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24~H29
大仙市	藪台	基盤整備(地形図作成)	大仙市	有	イ	
	藪台	基盤整備(農用地等集団化)	大仙市	有	イ	
	藪台	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H25~H30
北秋田市	本城	基盤整備(地形図作成)	北秋田市	有	イ	
	本城	基盤整備(農用地等集団化)	北秋田市	有	イ	
	本城	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H23~H28
八峰町	夫沢	基盤整備(地形図作成)	八峰町	有	イ	
	夫沢	基盤整備(農用地等集団化)	八峰町	有	イ	
	夫沢	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24~H29
五城目町	杉沢	基盤整備(地形図作成)	五城目町	有	イ	
	杉沢	基盤整備(農用地等集団化)	五城目町	有	イ	
	杉沢	農地集積加速化基盤整備事業	秋田県	無	イ	H24~H29
湯沢市	下院内	基盤整備(農業用排水施設)	湯沢市	有	イ	
東成瀬村	伊達堰	基盤整備(農業用排水施設)	東成瀬村	有	イ	
秋田市ほか22市町村	米粉の郷あきた	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	瑞穂食品株式会社	有	イ	区域外で実施

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本活性化計画の推進に当たっては、市町村及び関係土地改良区との連携はもとより市町村等で構成する地域担い手育成総合支援協議会と連携し、地域の担い手農家への支援・指導を強化する。

3 活性化計画の区域

秋田3期地区(横手市ほか8市1(2)町1村)	区域面積	13,629.4(14,381.5)ha
本計画の区域面積を計画事業15(13)地区の区域面積の総計とする。		
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 区域面積 13,629.4(14,381.5)haのうち農林地面積は13,329.3(13,937.4)haで、農林地率は97.8(96.9)%となり、80%以上を占める。		
②法第3条第2号関係： 区域内の農業就業人口の減少(H12→H17センサス-7.6%)及び65歳以上の高齢化割合(H17センサス59.6%)が高いことから、定住等の促進に資する農業の振興を図るため農業生産基盤の整備が必要な区域である。		
③法第3条第3号関係： 既に市街地を形成している区域及び都市計画法に基づく用途地域は含まない。		

米粉の郷あきた地区(秋田市ほか22市町村)	区域面積	1, 107, 128ha	
<p>本計画の関係市町村は、既に米粉関係施設整備の活性化計画を策定している潟上市と大潟村を除く県内全域(23市町村)とする。活性化計画区域面積は、関係市町村区域から既に市街地を形成している区域及び将来的に都市的利用の用途が定められている区域を除いた面積である。</p>			
<p>区域設定の考え方(※3)</p> <div data-bbox="224 523 2011 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①法第3条第1号関係:</p> <p>活性化区域面積1, 107, 128haのうち、森林面積は835, 571ha、農用地面積は140, 346haであり、農林地面積の占める割合が88.1%と相当部分を占める。また、活性化計画区域内の15歳以上就業人口531千人のうち、約11.0%にあたる58千人が農林漁業従事者である。これらから、農林漁業が活性化計画区域において重要な役割を担っているといえる。</p> </div> <div data-bbox="224 751 2011 983" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②法第3条第2号関係:</p> <p>活性化計画区域内の農業就業人口は、5年間で約7.5%減少(平成12年度94, 523人→平成17年度87, 414人)しているうえ、農業就業人口に占める65歳以上の割合も7ポイント増加(平成12年度53%→平成17年度60%)している。 このため、米粉用米の生産拡大を通じた区域内農業の健全な展開により定住等を促進することは、当該区域の活性化に有効かつ適切な手段と考えられる。</p> </div> <div data-bbox="224 1015 2011 1177" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③法第3条第3号関係:</p> <p>既に市街地を形成している区域及び都市計画法に基づく用途地域は含まない。</p> </div>			

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)		市民農園施設
					氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別		種別(※3)

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画目標である担い手農家数については、各地区毎に市町村担当部局からの担い手認定農業者数の報告を集計する。また、区画整理事業の計画との整合性等についても地区別に検討・検証するとともに、担い手農家数の内訳として新規就農者や新たな担い手農家数を把握し、評価内容の妥当性について県第三者委員会の意見を聴いた上で、その結果を公表する。

なお、集落営農組織や農業生産法人等の場合は、当該経営体のオペレーターなどの専従職員(農業従事者)を担い手農家としてカウントする。

米粉の郷あきた地区においては、米粉用米を始めとする多様な米生産を中心とする水田農業を確立し、地域農業の担い手である集落型農業法人を、平成21年度の11法人から平成25年度には205法人を目指すこととし、計画最終年度の翌年度5月に、県独自の調査により集落型農業法人数を把握した上で、有識者や農業関係者等からなる第三者組織において意見を聞き、目標の達成状況を検証する。